

平成23年 2月14日

国立大学法人鹿屋体育大学における次世代育成支援対策行動計画（第1回）

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1 計画期間とその開始前の一定期間（3年間）内に、育児休業、育児部分休業（男性教職員については子の看護休暇を含む。）の取得状況を次の水準以上にする。

男性教職員・・・1名以上とする。

女性教職員・・・取得率を80%以上とする。

<対策>

- 平成23年4月～ 学内イントラネット等を活用し、男性も育児休業を取得することができることを周知するとともに、育児休業のみならず育児短時間勤務の取得についても啓発する。

目標2 育児休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう育児休業期間中も学内の各種情報の提供を行う。

<対策>

- 平成23年4月～ 育児休業者に対し、学内イントラネットが自宅においても閲覧可能となるよう環境を整備する。

目標3 ワークライフバランスを推進するため、時間外労働削減のための措置を講じる。

<対策>

- 平成23年4月～ 業務の簡素化や効率化を推進し、時間外労働の削減を図る。

目標4 年次有給休暇の取得の促進のための措置を講じる。

<対策>

- 平成23年4月～ 計画的な年次休暇取得のための休暇予定表を作成する。これにより、年次休暇が取得しやすい環境を構築する。

目標5 育児休業制度等の周知を図るとともに、育児休業等を取得しやすい環境の整備に努める。

<対策>

- 平成23年4月～ 学内イントラネット等を活用し、育児休業制度等の周知を図る。また、育児休業に伴う代替職員の措置を講じるなど、育児休業を取得しやすい環境の整備に努める。